



様式第1号 (第5条関係)

宮資経第297号
令和2年3月18日

公益社団法人 全日本不動産協会宮崎県本部
本部長 小田原 義征 殿

宮崎市長 戸敷 正

市有地売却媒介依頼書

宮崎市有地の売却に係る媒介について、宮崎市有地売却の媒介に関する協定書第5条第1項の規定に基づき次のとおり依頼します。

1 媒介依頼市有地

物件 番号	所在	種別 (土地/建物)	面積 (㎡)	売却価格 (円)	備考
19	宮崎市大塚台東二丁目23番1	汚水処理場用地	306.00	14,871,000	
20	宮崎市田野町南原一丁目10番1	宅地	145.36	2,194,000	
21	宮崎市田野町南原二丁目1番2	宅地	403.01	8,463,000	

2 添付資料
なし

<文書取扱>

企画財政部 資産経営課 財産活用係
TEL:44-0373 FAX: 20-5025

宮崎市からの案内

現在、本市では、一般競争入札において落札に至らなかった以下の市有地について、先着順により随時販売の申込み受付を行っております。

つきましては、本市と公益社団法人全日本不動産協会宮崎県本部が平成31年3月に締結した“宮崎市有地売却の媒介に関する協定書”に基づき、売却の媒介を依頼するものです。

なお、当協会の会員事業者の媒介により、市有地の購入希望者と市の間で売買契約が成立し、所定の手続きが完了した場合は、本市が会員事業者に対し、協定書に定めた基準により手数料をお支払いいたします。

1 随時販売の申込み受付を行っている物件（媒介依頼分）

物件番号	所在地	地目	地積	売却価格	媒介手数料	用途地域
3	宮崎市佐土原町石崎一丁目10番19	宅地	387.47㎡	13,609,130円	390,000円	第一種住居地域 建ぺい率60% 容積率200%
4	宮崎市佐土原町石崎二丁目2番17	宅地	363.56㎡	11,551,493円	338,000円	第二種低層住居専用地域 建ぺい率60% 容積率150%
8	宮崎市高岡町高浜字白地2680番7	雑種地	計758㎡	3,639,000円	109,000円	市街化調整区域 建ぺい率70% 容積率200%
	宮崎市高岡町高浜字白地2680番9	雑種地				
9	宮崎市清武町加納字中ノ尾甲3356番乙	宅地	26.44㎡ (現況:約45㎡)	973,000円	29,000円	第二種中高層住居専用地域 建ぺい率60% 容積率200%
11	宮崎市清武町今泉字平山甲2415番3	宅地	1,371.65㎡	23,867,000円	646,000円	市街化調整区域 建ぺい率70% 容積率200%
12	宮崎市田野町字南原乙7580番3	宅地	403.62㎡	9,768,000円	293,000円	第一種住居地域 建ぺい率60% 容積率200%
14	宮崎市高岡町小山田寺ノ下3626番1	宅地	295.98㎡	2,340,000円	70,000円	市街化調整区域 建ぺい率70% 容積率200%
		木造平家建	86.80㎡			

15	宮崎市高岡町 浦之名字川水流 1589番21	雑種地	1348m ²	3,108,000円	93,000円	都市計画区域外
		鉄筋コ ンクリ ート平 家建	49.50m ²			
		木造平 家建	17.77m ²			
16	宮崎市島之内字岩瀬 1998番1	雑種地	588m ²	4,293,000円	128,000円	市街化調整区域 建ぺい率70% 容積率200%
17	宮崎市島之内字岩瀬 1991番2	宅地	計 1549.53m ²	6,354,000円	190,000円	市街化調整区域 建ぺい率70% 容積率200%
	宮崎市島之内字岩瀬 2068番2	山林				
19	宮崎市大塚台東二丁 目 23番1	汚水処 理場用 地	306m ²	14,871,000円	421,000円	第一種低層住居 専用地域 建ぺい率40% 容積率60%
20	宮崎市田野町南原一 丁目 10番1	宅地	145.36m ²	2,194,000円	65,000円	近隣商業地域 建ぺい率80% 容積率200%
21	宮崎市田野町南原二 丁目 1番2	宅地	403.01m ²	8,463,000円	253,000円	第一種住居地域 建ぺい率60% 容積率200%

媒介手数料について

「宮崎市有地売却の媒介に関する協定書」に基づき、手数料の額を次のとおり定めています。

市有地の売却価格	手数料額の割合
1千万円以下の部分	1,000分の30
1千万円を超え5千万円以下の部分	1,000分の25
5千万円を超える部分	1,000分の20

市有地売却の媒介に関して媒介業者に支払う手数料の額は、売却地の売却価格を「市有地の売却価格」の欄に掲げる金額ごとに区分し、それぞれの金額に「手数料額の割合」の欄に掲げる割合を乗じて得た額を合計したものです。

なお、この金額には消費税及び地方消費税に係る税率に相当する率を含むものとし、1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとします。

<文書取扱>

企画財政部 資産経営課 財産活用係

TEL: 44-0373 FAX: 20-5025